

児童福祉人材の確保に向けた支援に関する指定都市市長会要請

国が策定する「こども未来戦略」では保育について量の拡大から質の向上に政策の重点を移すことが示され、保育人材の確保に向けた施策が展開される中、宿舍借り上げ支援制度は、非常に有効な施策となっており、事業者のニーズが高く、保育人材の確保・定着がますます困難になっている現状において、重要性が増している。

保育所等においては、宿舍借り上げ支援制度の補助対象期間が短縮されていることで同制度の対象者が減少傾向にあるとともに、施設長や栄養士、保育士資格を有しない保育教諭等を補助対象とできないことで、同施設に勤務する職員であっても職種等によって補助の有無が異なる状況にあり、保育人材の確保や定着に支障をきたしている。また、令和7年度はさらに補助基準額の減額も行われ、補助対象期間を延長することなく1人1回限りの適用という新たな条件が加えられるなど、制度の縮小感が著しい。国が示す基準の後退が進むと、制度として同じ水準を維持するためには自治体が単独財源で負担せざるを得ず、本制度についても自治体間競争の様相を呈し始めている状況である。

また、児童養護施設等の職員は、夜勤や長時間労働など過酷な勤務にもかかわらず、保育所の保育士と比較して、宿舍借り上げ支援制度がないことや処遇改善加算が不十分であるなど待遇面の格差があるほか、困難な業務と給与水準のバランスが確立できていないなど、人材確保・育成・定着に向けた取組が進んでいない現状がある。さらに、ケアニーズの高いこどもや高年齢児の措置児童が増加している中で養育を継続して行うには、現行の職員配置基準では体制が不十分であるため、自治体独自で児童養護施設等の職員配置の加配等を行っている状況もあり、自治体の財政的な負担が大きくなっている。

こうしたことから、児童福祉人材の確保に向けた支援について、下記のとおり要請する。

記

- 1 保育所等の宿舍借り上げ支援制度については、補助対象期間を延長し、補助対象者を拡充すること。また、令和7年度に減額された補助基準額を変更前の水準に戻すとともに、今後それを維持すること。
- 2 児童養護施設等の職員に対し、社会的養護処遇改善加算の増額や宿舍借り上げ支援制度の創設等を行うこと。また、社会的養護を取り巻く状況を踏まえ、児童養護施設等の体制強化を図るため、現行の各施設種別における職員配置基準を見直すとともに、措置費の増額等必要な財政措置を講ずること。

令和7年6月13日
指定都市市長会